

## 住民、コミュニティ、地元企業（団体）のパワーを引き出す復興を！

2011. 4. 20

長岡市長 森民夫

### 中越地震等の経験から、創造的な復興にあたって大切にしたい理念

1. 住民、コミュニティ、地元企業のパワーを結集し、行政と協働する復興
2. 縦割り行政の弊害を除き、住宅、福祉、産業等の各分野を総合した復興
3. 地域の地理的、社会的な特性の違いを尊重した復興

○上記の理念を大切にした復興を実施するための主役は住民等に最も近く、地域特性を理解し、施策の総合化を図ることができる市町村である。

○また、国、県の役割も重要であるが、市町村が能力を発揮するための環境づくりが最も大切な役割である。

### 県の役割

- 漁港、主要幹線道路の復旧等、広域的な復興を担う役割
- 市町村の能力を超えた業務を代行する役割
- 復興のメニューの提示等、市町村長のアドバイザー的役割
- 市町村長に対し、国と協力して法制度や財政制度の枠を超えた「自由な裁量」という強力な武器を与える役割

### 国の役割

- 鉄道、高速道路等の復旧等、より広域的な復興を担う役割
- 県の能力を超えた業務を代行する役割
- 市町村、及び、県に対し、法制度や財政制度の枠を超えた「自由な裁量」という強力な武器を与える役割

○当面、災害でダメージを受けた市町村の能力を回復し、かつ、その能力を最大限に発揮しうる環境づくりが重要である。

### 市長村の能力を最大限に引き出すための方策

- ① 他の市町村からの長期的な職員の派遣による機能強化
- ② 専門家によるアドバイザーグループの斡旋
- ③ 国、及び、県によるアドバイスの強化
- ④ 災害復興特区制度の創設による権限の強化、及び、財源の保証等

## 別紙 1 災害復興特区制度の創設を目的とした特別措置法の骨子（案）

1. 地域の特性に応じ、かつ、住民、コミュニティ、地元企業と協働した復興を促進するため、災害復興特区を指定し必要な規制の特例措置等を総合的に実施する。
2. 災害の程度に応じてレベルが異なる二つの特区（災害復興特区、特定災害復興特区）を指定する。
3. 「災害復興特区」は、県知事の意見を聴いて内閣総理大臣が指定する。県知事が復興に関する基本方針等を内容とする「復興基本計画」を定める。
4. 「特定災害復興特区」は、市町村長の意見を聴いて県知事が定める。特定災害復興特区に関する「復興計画」は、当該市町村長が策定する。
5. 国と地方との協議の場を設置し、災害復興特区、及び、特定災害復興特区ごとに、特例措置の内容を決定する。
6. 特定被災復興地区ごとに、県、市町村、各種団体、民間企業で構成する「復興推進機構」（仮称）を創設し、「復興基金」を設置する。
7. 税制上の特例措置、財政上の特例措置、産業政策に関する特例措置、都市基盤整備に関する特例措置、生活対策に関する特例措置等を定める。